

# 東村山市災害廃棄物処理計画

## 【概要版】

平成31年3月

東村山市

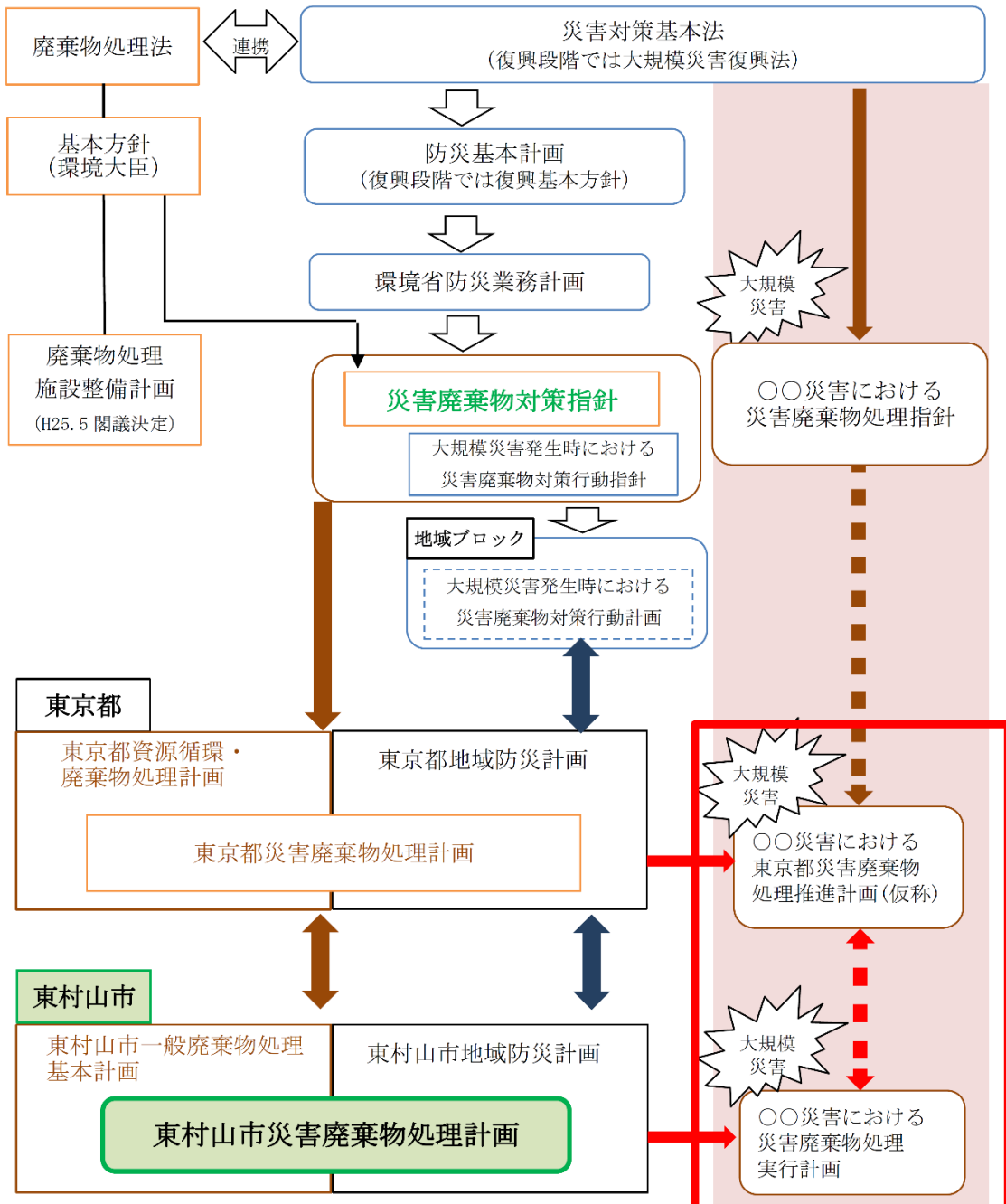
# 東村山市災害廃棄物処理計画とは

## 1 計画の目的

- 近年、全国各地で頻発する大規模災害時には大量の災害廃棄物が発生しており、大規模災害の発生に備えた廃棄物処理体制の確保が課題となっている。
- 環境省は平成 26 年 3 月に災害廃棄物対策指針を策定、東京都は平成 29 年 6 月に東京都災害廃棄物処理計画を策定し、災害対応力強化に向けた取り組みを推進している。
- 今後発生が予想される大規模災害により生じる災害廃棄物を迅速・円滑かつ適正に処理し、早期の復旧復興を図ることを目的として、本計画を策定する。

## 2 計画の位置付け

- 環境省の災害廃棄物対策指針を踏まえ、東京都災害廃棄物処理計画や東村山市地域防災計画等と整合を図りながら、本市における災害廃棄物処理に関する基本的な考え方等を定めるもの。



# 対象とする災害及び廃棄物

## 1 対象とする災害及び廃棄物

- 対象とする災害は、東村山市地域防災計画において東村山市災害対策本部の設置が必要となる自然災害（地震災害、風水害等）とする。
- 対象とする廃棄物は、上記の災害時に発生する災害廃棄物とする。ただし、災害時は災害廃棄物に加え、通常生活により排出される生活ごみや、し尿等の処理も必要となることから、これらにも配慮して処理にあたる。

## 2 被害想定

- 多摩直下地震（マグニチュード 7.3）で廃棄物対応への影響が最も大きくなる場合を被害想定とする。
- 近年、全国で被害が増加している風水害については、本市における被害想定地域は限定的で、地震災害と比較し災害廃棄物発生量が少ないことが見込まれることから、基本的に地震災害時の対応に準ずることとするが、発生する廃棄物の特徴等から特に留意すべき事項があるため、これにつき対応策等を記載する。

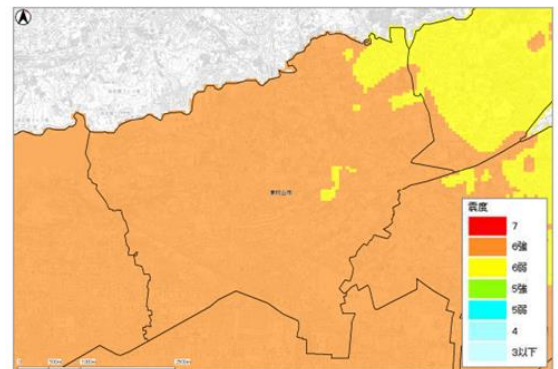
### ※被害想定

想定地震	想定発生時刻	想定風速
多摩直下地震(M7.3)	冬 18 時	8m/s

### ※被害の様相

全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数
1,275 棟	3,266 棟	2,658 棟

想定地震における震度予想図



出典：東村山市地域防災計画

## 3 災害時に発生する廃棄物

### ○損壊家屋等の撤去等により発生する廃棄物

災害時には損壊家屋等の撤去等により、約 40.0 万 t の災害廃棄物が発生すると推計される。

#### ※発生量推計

コンクリートがら	木くず	金属くず	その他(可燃)	その他(不燃)	合計
26.6 万 t	3.6 万 t	1.6 万 t	0.8 万 t	7.4 万 t	40.0 万 t

### ○被災者や避難者の生活等により発生する廃棄物

上記の他、上下水道被害に伴う仮設トイレの利用により、し尿が発生する。また、避難所から排出される生活ごみ（避難所ごみ）や、通常生活によるごみ（通常ごみ）等も発生する。

#### ※発生量推計

し尿		避難所ごみ			通常ごみ		
収集必要人数	収集必要量	燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源ごみ	燃やせるごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ
45,500 人	77.4 kl/日	8.4 t/日	0.8 t/日	3.8 t/日	62.6 t/日	9.4 t/日	6.5 t/日

# 基本的な考え方

## 1 処理の基本方針

### (1) 衛生的な処理

悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図る。

### (2) 計画的な対応・処理

災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的に処理を推進する。

### (3) リサイクルの推進

膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、徹底した分別と選別により可能な限りリサイクルを推進し、埋立処分量の削減を図る。再資源化したものは復興資材として有効活用する。

### (4) 迅速な対応・処理

早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行う。

### (5) 環境に配慮した処理

混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正処理を行う。

### (6) 安全の確保

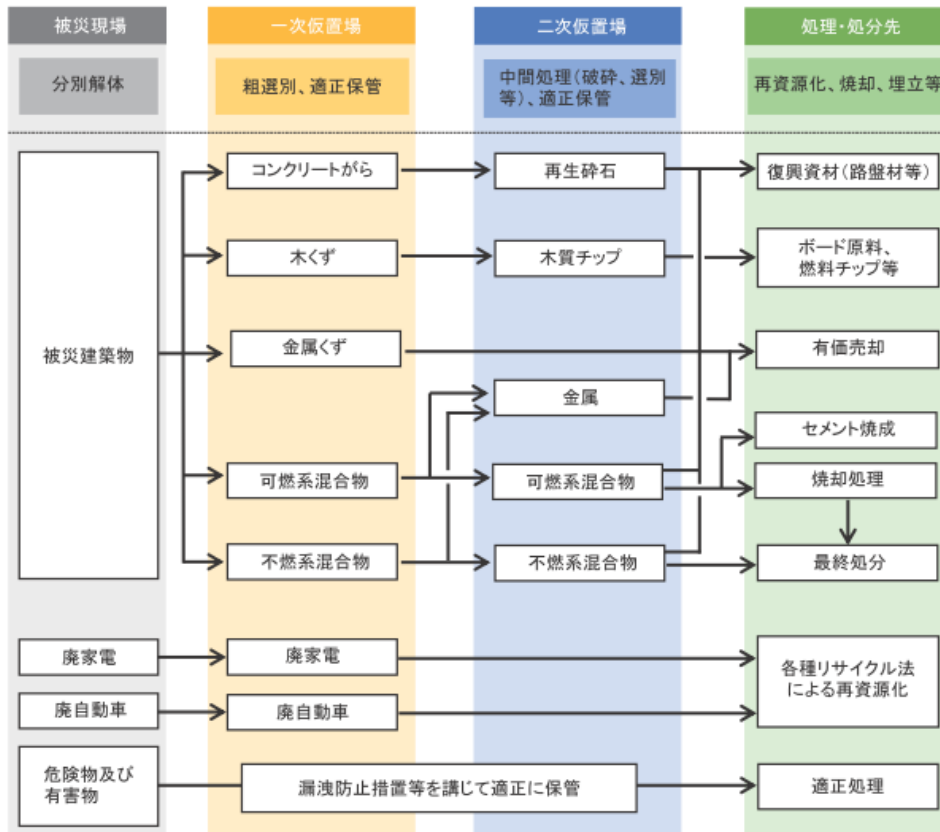
住宅地での解体作業や仮置場での搬入、搬出作業においては、周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底する。

### (7) 経済性に配慮した処理

公費を用いて処理を行う以上、最少の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択する。

## 2 処理フロー

被災建築物の分別解体や一次仮置場における選別等を徹底し、災害時においても可能な限り再資源化を推進する。



出典：東京都災害廃棄物処理計画

# 処理の進め方

## 1 災害廃棄物処理の進め方

- 災害廃棄物の処理は、阪神淡路大震災や東日本大震災等での事例を参考として、概ね3年以内に処理を完了することを目標とする。
- 発災直後は人命救助にかかる災害対応業務を優先しつつ、以下をもとに災害廃棄物処理業務を進める。

初動期	発災直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員等の安否確認、災害廃棄物処理体制の整備</li> <li>○ 被災状況の情報収集、記録の開始</li> </ul>
	～3日目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各主体との連携体制の構築</li> <li>○ 仮設トイレの必要量把握、設置</li> <li>○ 災害廃棄物の発生量、仮置場の必要面積の推計</li> <li>○ 仮置場の選定、開設</li> <li>○ 避難所ごみ、生活ごみ、し尿の処理方法の決定、収集運搬及び処理体制の整備</li> <li>○ ごみの排出方法等について市民等への広報</li> </ul>
	～1か月目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急道路障害物等の対応</li> <li>○ 災害廃棄物の要処理量、処理可能量の推計</li> <li>○ 処理の進行管理</li> <li>○ 処理方針の策定</li> <li>○ 災害廃棄物処理実行計画の策定</li> </ul>
応急対策期	～3か月目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公費解体の受付、解体工事の開始</li> <li>○ 環境モニタリングの実施</li> <li>○ 都外施設への広域処理の検討</li> <li>○ 二次仮置場の選定</li> </ul>
	～6か月目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 二次仮置場の開設</li> <li>○ 都外施設への広域処理の実施</li> <li>○ 復興資材の品質評価、搬出開始</li> </ul>
復旧復興期	～2年目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公費解体の受付、解体工事の継続</li> <li>○ 都内施設、都外施設への搬出の継続</li> <li>○ 復興資材の品質評価、搬出の継続</li> <li>○ 進捗状況を踏まえ、人材や資機材の配分の最適化の実施</li> </ul>
	～3年目程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 仮置場の現状復旧、閉鎖（早期に閉鎖できる場合は早期に着手）</li> <li>○ 公費解体受付終了に関する市民周知</li> </ul>

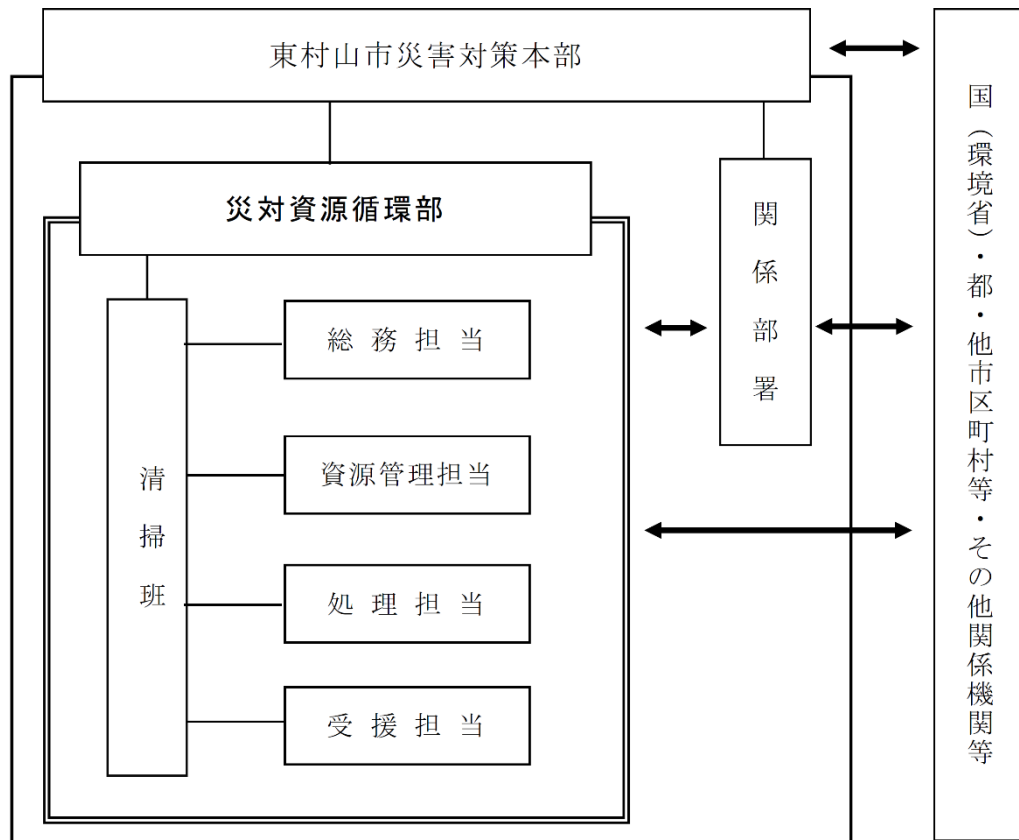
### 【水害廃棄物処理にあたっての留意点】

- 地震と異なり豪雨等の予兆があるため、被害が予想される場合は、連絡体制や処理施設の安全性の確認等の事前の準備を行う。
- 水分を多く含むため腐敗しやすく、時間経過により悪臭・汚水が発生することに留意する。
- 浸水解消後すぐに排出が始まるため、収集運搬手配や仮置場選定等を迅速に行う必要がある。
- 水分を含む量等の発酵で発熱・発火する可能性があり、早期に資源化や処理を行う必要がある。

# 処理体制

## 1 組織体制

- 東村山市地域防災計画に基づき東村山市災害対策本部が設置された場合は、災対資源循環部を組織し、災害廃棄物処理にあたる。
- 発災後、市と都が緊密に連携し、災害廃棄物処理を実行していくために、同一の機能を持った組織体制のもと災害廃棄物処理を進める。



## 2 協力・支援体制

- 関係行政機関、民間事業者等の各主体との連携により、災害廃棄物処理を迅速かつ適正に進める。
- 災害ボランティアセンターとの連携を図りながら、ボランティアに参加される方へごみの分別方法や出し方、健康への配慮に係る情報等の周知を行う。
- 発災時には、様々な主体から支援を受けることが想定されることから、人的・物的支援を受け入れるための受援体制を早期に構築する。

## 3 市民、事業者への広報

- 災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に実施するためには、市民・事業者の理解と協力が不可欠であり、平時から広報を継続して実施していく。
- 発災時には市民、事業者が排出者であると同時に、被災者であるという点にも配慮して、丁寧で分かりやすい広報を実施していく。

# 仮置場

## 1 仮置場について

- 災害廃棄物が大量に発生することが予想される場合、**処理施設に搬入できない廃棄物の保管等を一時的に行う場所として、早急に仮置場を設置する必要がある。**
- 災害廃棄物の発生推計量から約 **11.5 万㎡**の仮置場が必要になると見込まれる。

### ※仮置場の分類

地域集積所	一次仮置場	二次仮置場
被災家屋等から出る災害廃棄物を一時的に集積する場所	道路啓開等により発生するがれきや地域集積所等から収集した災害廃棄物を、分別・保管する場所	一次仮置場の廃棄物を集積し、仮設処理施設等を設置して、中間処理を行う場所

## 2 仮置場の選定

- 公園や広場等の**公有地を基本として選定**する。
- 法律等で利用が制限されている土地や、東村山市地域防災計画で他に用途が定められている土地は除外する。
- **物理的・環境的・立地的条件を考慮**し、災害時の実際の被災状況等により選定する。
- 平時において、発災後に仮置場として使用可能性のある**オープンスペースの把握**に努める。

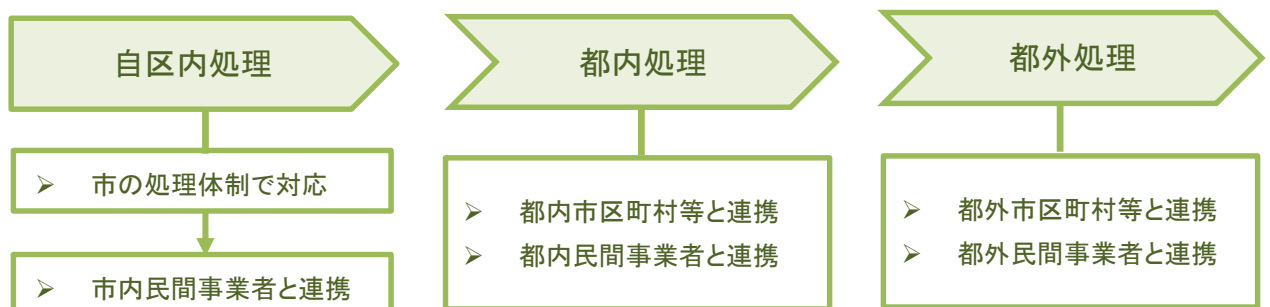
※仮置場が不足する場合は以下の対応等を行うほか、**民有地の活用を検討**する。

- 発災後の時間経過により用途が終了した土地が出てくるため、**時系列で土地を把握し**利用する。
- 仮置場における**搬入から搬出までのサイクルを効率化**する。
- 処理先へ**搬出できるものは速やかに搬出**し、仮置場のスペースを確保する。

# 処理、処分

## 1 災害廃棄物の処理

- **自区内処理を原則**とし、市の処理体制で対応が困難な場合は、市内民間事業者との連携により処理にあたる。
- 市内民間事業者との連携により処理にあたって**対応が長期化する場合等には、東京都内の市区町村等及び民間事業者との連携**により処理にあたる。
- 東京都内市区町村等及び民間事業者との連携により処理にあたって**対応が長期化する場合等には、東京都と協議・調整の上、東京都外の市区町村等及び民間事業者との連携**により処理にあたる。



東村山市災害廃棄物処理計画

【概要版】

平成 31 年 3 月

発行：東村山市資源循環部

〒189-8501 東京都東村山市本町 1 丁目 2 番地 3  
(事務所：〒189-0001 東京都東村山市秋津町 4 丁目 17 番地 1)  
TEL 042-393-5111(代表) FAX 042-391-5847